

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月21日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(以下を追加) 上記の事務においてマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合は、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を含む。 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)。	事前	番号法の改正に伴う修正
令和4年12月21日	I-3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号)	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	文言整理による記載の変更 記載誤りがあったため今回の見直しで根拠を修正
令和4年12月21日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条、第53条	事後	番号法の改正に基づく修正 記載漏れがあったため今回の見直しで根拠を追加
		(別表第二における情報照会の根拠) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法」が含まれる項(74,75の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条		